

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている場合は？

新型コロナウイルス感染症に感染し外出自粛をしている方のうち、無症状の方または有症状の場合で症状軽快※から24時間を経過した方は、自主的な感染予防行動を徹底することを前提に「必要最低限の外出」として、投票所において投票することができます。また、濃厚接触者の方も、投票所において投票することができます。

なお、次の事項に該当する方は、郵便等で投票することができます（特例郵便等投票）ので、投票を希望される方はお早めに投票用紙等をご請求ください。

※症状軽快とは…解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である状態

1 特例郵便等投票の対象となる方

- 医療機関を受診し陽性と判定された、医療機関から保健所に対しての「発生届」の対象者（65歳以上の方、入院を要する方、重症リスクがありかつ治療を要する方、妊娠している方）
- 北海道が運営する「陽性者登録センターまたは同登録窓口」に陽性者として登録された方

2 投票用紙等の請求先

請求先	鹿部町選挙管理委員会
請求期限	令和5年4月5日（水）午後5時まで（必着）
お問い合わせ	北海道選挙管理委員会事務局渡島支所 TEL：（0138）47-9426（平日8：45～17：30）



投票日に投票できない方は期日前投票・不在者投票を！

- 投票日当日に仕事、旅行、買い物などで投票できない方は、投票日の前に期日前投票ができます。手続きに印鑑は不要ですので、入場券を持参のうえ、役場内期日前投票所へお越しください。
- 長期の出張や旅行などにより、滞在先で不在者投票をする方は、鹿部町選挙管理委員会に投票用紙を請求し、郵送により投票用紙を受け取り、滞在先の選挙管理委員会で投票を行ってください。なお、不在者投票の手続きには、かなりの日数を要する場合がありますので、十分な日数の余裕をみてください。
- 病院などに入院されている方は、その施設で不在者投票をすることができます。不在者投票をする場合は、病院長（施設の長）に鹿部町選挙管理委員会へ投票用紙の請求をしてもらい、入院先の病院などで投票を行ってください（不在者投票のできる病院等はあらかじめ決められていますので、入院先の病院などに確認してください）。

〔期日前投票・不在者投票のできる期間〕

《知事選挙》3月24日（金）から4月8日（土）まで

《道議選挙》4月1日（土）から4月8日（土）まで

- ・投票時間 午前8時30分から午後8時まで ※土日でも投票できます
- ・場 所 役場庁舎1階会議室

▼お問い合わせは、鹿部町選挙管理委員会（7-2111）へ。